



事務所は利用しやすい
駅近の立地に

移住弁護士 27 期の記

神奈川県弁護士会 小島 敏明

昭和50年東弁に登録(27期)、平成7年1月神奈川県弁護士会県西支部(旧横浜弁護士会小田原支部)に登録換えして湯河原に事務所、自宅を移住した経緯を寄稿するよう指示を受けました。

湯河原への転居は、私にとっては登録換えというより近時テレビ等で報道される「移住」であって、私と家族にとって社会・経済生活の「登録換え」を行った次第の出来事です。

弁護士の私にとっては仕事の地盤と裁判所が変わったに過ぎず、各位の経験と質的な違いはありません。文京区小石川の教育の森公園で公園デビューしていた年長組の長男は、「移住」ですから、相模湾を見下ろす里山の端の幼稚園・小学校に歩いて通うワルガキ達との交渉に親には気付かなかったカルチャーショックがあったようです。久喜出身の配偶者は、蜜柑山の麓に建てた自宅周辺を家庭菜園に転換させ、日本蜜蜂の巣から蜜を搾取するなど生活転換を主体的に実行していますが、長男は田舎まかせの野放図で文化的な感化が足りないように見えます。

東弁時代は、大先輩の下で我儘な修行をさせていただき、随分ご迷惑、お世話をお掛けしました。

平成7年1月神奈川県弁護士会県西支部に登録換えし、湯河原駅下に事務所を、自宅は徒歩20分程の里山の麓で猿・狸・猪が先住民の環境です。小田原市より早川を越えて熱海市までの真鶴・湯河原には弁護士は私が初めてでした。息子の学校や地元のゴルフクラブの役員を担当させられましたが、地元民と取引する金融機関や企業の顧問を受けると、地元民を

相手とする紛争の代理人は回避せざるを得ず、結局町内の大手企業の顧問契約は回避し、本当の“町弁”に徹することになりました。

このひまわり原稿依頼の趣旨は、弁護士業務の多様性に資する寄稿を目的とされていると思いますが、私(当職)は社会生活と職業は切り離すことは考えられず、移住と登録換え、生活と職業生活が不即不離の体験談になってしまい、このような寄稿となりました。

近時、移住という生活現象が放映されますが、生活上の、或いは生きていくことにおいて、「職業」に携わる、社会に身を投ずる、という決心・決断は、多少の人生経験を経て己の人生の意味を探る思想的な営為であると考えようになり、各位が法律家・弁護士という社会的営為を、地域生活において自己決定、自己実現される現象であり、各個人において多様で豊かな意味を発見・具体化・実現する、営為であると考えさせられ、湯河原に移住登録した経験を寄稿させていただきました次第です。

最後に、「湯河原法律事務所」と名付けた当法律事務所では、当事務所所属の弁護士が、修習先で『田舎に面白い事務所があるから訪問してみたら』と声をかけられて状況を聞き及んで将来に役立つかもと当事務所を見聞され、魚介で一献したのを機に2010年12月湯河原法律事務所に登録。また2023年1月からは他会より登録換えされた弁護士が1名加わり、現在は3名の弁護士が所属、神奈川県最西端で活躍している事情も、あわせて報告させていただきます。



海と山を見渡す JR 湯河原駅舎



夏は海水浴客で賑わう吉浜海岸



雄大な幕山の自然(冬の幕山梅林は、約4000本の紅・白梅が見事です)